

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

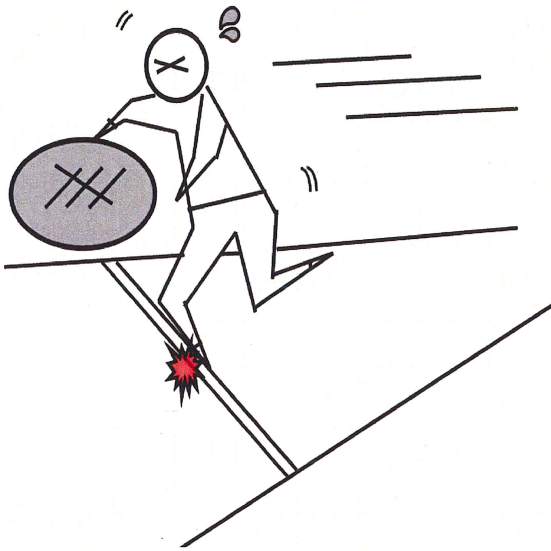
災害発生情報 No.130

令和3年2月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

当署管内で発生した労働災害情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

| | | | | | |
|----------|--|------------------|--------|----|------|
| 業種 | 社会福祉施設 | 経験年数 | 8か月 | 年齢 | 60歳代 |
| 発生年月 | 令和2年12月 | 発生時刻 | 14時30分 | | |
| 発生状況 | 事業場において、屋外にあるゴミ捨て場にゴミを捨てに行こうとしたところ、通路の段差に躓いたことによって転倒したとき、咄嗟に左手を突いたことにより負傷したもの。 | | | | |
| 負傷の程度/部位 | 左手関節捻挫 | 休業見込期間 若しくは死亡 | 1か月 | | |



～再発防止のために～

管内において発生する転倒災害については、6割以上が60歳以上の労働者で発生している状況です。

年齢によっては小さな段差であっても躓いてしまうことがありますので、事業場におかれましては、転倒災害が発生するおそれのある箇所については構造的に改善することは基より、注意喚起表示を施す等、転倒災害防止対策の取り組みを徹底するようお願いいたします。

また、冬季においては路面若しくは屋外通路が凍結することにより転倒し易く、過去には除雪後の凍結した路面で転倒した衝撃で、頸椎を損傷したことによる死亡災害が発生しております。日頃から天候及び気温を確認する等の実効ある取り組みを併せてお願いいたします。

◆安全衛生の窓◆

新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底が引き続き求められている中、「黙食」という言葉が話題になっております。この黙食は、飲食店内において会話を控えて飲食することによって、感染防止対策の推進は基より、コロナ禍における飲食店の事業継続のためにも効果が期待されているそうです。

さて、令和3年度の安全衛生管理計画を作成するに時期に入り、PDCAサイクルによる過去の取り組みに対する評価を活かし計画に反映させることが重要ですが、計画を作成するに際しては先の転倒災害防止対策のほか、次の事項についても盛り込まれるようお願いいたします。①各種機械設備の清掃、点検、修理又は調整等の非常作業における労働災害防止の徹底（労働安全衛生規則第107条：掃除等の場合の運転停止等）。②粉じん障害防止対策の推進（第9次粉じん障害防止総合対策の推進）③化学物質等による健康障害防止対策の推進。④事業場内の荷役作業中におけるトラック荷台からの墜落・転落災害防止対策。⑤交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進。

このほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の推進は基より、能力向上教育の実施（安全管理者、衛生管理者、有機溶剤作業主任者、特定化学物質作業主任者、職長・安全衛生責任者及び職長）についても計画に盛り込み、実効ある安全衛生管理計画を作成されるようお願いいたします。